

「いじめの未然防止・早期発見 について」

和泉市教育委員会事務局
教育・こども部 学校教育室
教育指導担当

法が求める学校が実施すべきいじめ施策

1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定と見直し第13条

その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める

2) 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置 第22条

学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、個別の教職員で抱え込まずに組織的対応を行うため中核となる常設の組織。
必要に応じて外部専門家を活用

3) いじめの情報についての情報共有の義務 第23条

学校教職員、保護者、関係機関職員等は、いじめの事実があると思われる場合、在籍する学校へ通報する。学校は諸機関と連携し、組織対応を行う

4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置（責務） 第8条

いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切かつ迅速な対処

法が求める学校が実施すべき「いじめの防止」のための措置

1) 教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実 第15条1項

子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う

2) 教職員がいじめ防止の重要性を理解するための啓発 第15条2項

子どものいじめ防止に資する活動に対する支援、子どもや保護者、教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発とその他の必要な措置を講じる

3) いじめ防止等に関する研修実施や資質向上の措置 第18条2項

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について校内研修等で計画的に周知を図るとともに、学校基本方針について共通理解を形成する

法が求める学校が実施すべき「いじめの早期発見」のための措置

1) 定期的な調査その他必要な措置 第16条1項

アンケート調査、日々の観察や個別の面談等の実施し、情報収集

2) いじめに係る相談を行うことができる体制整備 第16条3項

子どもや保護者、教職員のいじめの相談受け入れ体制の整備・周知とともに、面談等の実施による
平時の相談体制の整備

いじめを見逃さず認知するために

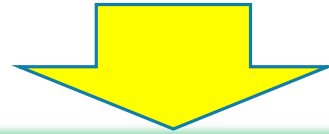
いじめの早期発見のために

- ・ **すべての児童生徒**について、ふだんから観察を怠らない
- ・ **ささいな変化**であっても見落とさない
- ・ 定期的なアンケート等で発見しようとするものの **限界を理解**する

「早期発見」を「早期対応」につなげることが重要

いじめ認知の「温度差」を小さくする

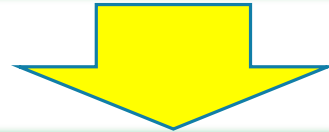
いじめ認知に教職員の認識や意識の「温度差」はないか



いじめ対応における個人の経験が「温度差」を生む



正しい知識や情報の提供だけでは不十分な可能性



すべての教職員が法に基づいた認知ができるような体制づくり

いじめ認知の機能

日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係構築等に努め、**児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナ高く保つ**。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒が**いじめを訴えやすい体制**を整え、いじめの実態把握に取り組む。



学校いじめ対策委員会の定期開催

- ①「気になる」子のスクリーニング
- ②「気になる」子の情報共有・アセスメント
- ③予防的な対応の検討
- ④進行ケースのモニタリング
- ⑤不登校ケースのいじめ有無の確認

アンケート等の実施方法の工夫が急務

学校いじめ防止基本方針の策定

～事案対処のマニュアルといじめの防止プログラム～

- ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についての**マニュアル**を定め、それを徹底するため、「**チェックリスト**を作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。
- ・年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう**包括的な取組の方針**を定めたり、その具体的な**指導内容のプログラム化**を図ること（「**学校いじめ防止プログラム**」の策定等）が必要である。
- ・年に**複数回**、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する**校内研修**を行う。

- 学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止、対処を含めた年間計画をより具体化したものが求められる。
- 学校の実情に即して適切に機能しているかP D C Aサイクルで見直す。

学校いじめ防止基本方針の策定

～保護者、児童生徒、関係機関への説明～

・策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、**必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明**する。

児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながるという考え方

・学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を**学校評価の評価項目に位置付ける**。

地域・児童生徒の積極的な参画とより丁寧な説明が求められている

学校いじめ防止等対策組織の設置と対応

～学校いじめ防止等対策組織を中核とした一貫した対応～

・事実関係の把握、**いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要**であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。

教職員は、**他の業務に優先して、かつ即日**、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、**学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。**

- 「学校いじめ対策委員会」の設定
- メンバーの選定（S C・S S Wも必須）
- いじめシグナルを発見したら即報告というルール徹底
- 窓口担当者の設定
- 記録の書式の設定

校内いじめ防止研修の実施

- ① いじめの定義、その構造等の理解
- ② 重大ないじめの特徴とその対応
- ③ 早期発見のための子ども理解（アセスメント・プランニング）
- ④ シグナル発見時の対応手続きの確認と法的責任の理解
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針の内容確認

研修の中に、すべての教職員が意見交換・意見表明する場面の設定

事例Ⅳ 「いじめの早期発見・早期対応とは？」

- 以下の状況において、「いじめの早期発見・対応」につなげるためにどうすればよいでしょうか。

ある学年の1学級で、落ち着かない状況が見受けられる。

教室内で「うざい」「死ね」等の悪口、暴言が飛び交っている。遊び半分で言った言葉に対して、言い返すということが複数名の児童生徒間で起こっている。ふざけて追いかかけ合い、叩き合いもある。周りの児童生徒は、その様子を見て面白がっていることが多い。

担任は、その都度注意等を行うが、授業中であっても収まらないことも多い。いじめアンケートにはいじめ被害の訴えは見当たらない。

「いじめの未然防止・早期発見について」



<https://forms.gle/wraGzNp1GVu6FU1EA>